

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

- (1) 当院は厚生労働省が定める施設基準に適合し、「コンタクトレンズ検査料 I」の届出を行っています。
- (2) コンタクトレンズ装用を目的とする検査はすべて保険適応になります。当院に初めて受診した方は初診料(291点)、当院でコンタクトレンズ検査料を過去に算定されている場合は外来診療料(77点)を算定いたします。
- (3) コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合、コンタクト検査料 I (200点)を算定いたします。
 - ※ 厚生労働省が定める疾病等によっては、上記コンタクト検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。
 - ※ コンタクトレンズの取り扱いはありませんのでご了承ください。
 - ※ 当日のコンタクト診療医及び診療医の眼科診療経験につきましては別に掲示しています。
- (4) 不明な点がありましたら、ご遠慮なくお尋ねください。ご説明させていただきます。

2026年6月1日

川崎医科大学附属病院 眼科